

定 款

特定非営利活動法人 ATELIER GIFT

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ATELIER GIFT と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県北群馬郡吉岡町に置く。

(目的)

第3条 本法人は、子供や学生が自身の持つ可能性や才能を最大限に発揮し、自分らしく生きる力を育むことを目的とする。そのために、子供たちが安心して自己表現ができる環境を整え、健全な成長を支える活動を行う。さらに、子供たちの直感や本来持つ力を尊重し、自分では選択することのできない外的要因によってその成長が妨げられることのないよう支援を行う。これにより、すべての子供が自分自身の道を主体的に歩む社会の実現を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 学生のための寄り添い事業
- (2) 学生のための居場所づくり事業
- (3) 学生のための学習・就業支援事業
- (4) 普及啓発事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体
- (3) サポーター会員 この法人の目的に賛同し、この法人で活動を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は書面に代わる電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 監事の選任又は解任

(6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しな

ればならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の

ときは、議長の決するところによる。

（理事の表決権等）

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
 - （2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - （3）審議事項
 - （4）議事の経過の概要及び議決の結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録に記載された資産
- （2）入会金及び会費
- （3）寄附金品
- （4）財産から生じる収益
- （5）事業に伴う収益
- （6）その他の収益

（資産の区分）

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（財産の管理）

第 42 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3

以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、当分の間、徴収しないこととする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理 事	高橋 知子	代表理事
〃	川邊 仁史	副代表理事
〃	内田 伸一	
〃	木下 朗	
〃	吉川 智子	
監 事	青木 麻純	

(様式例2)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ATELIER GIFT

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	高橋 知子		無	代表理事
理事	川邊 仁史		無	副代表理事
理事	内田 伸一		無	
理事	木下 朗		無	
理事	吉川 智子		無	
監事	青木 麻純		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

■社会的背景

親の年収は子供の大学進学率に影響を与えることが分かっています。世帯年収400万円未満の家庭の大学進学率は30%程度にとどまるのに対し、1000万円を超える家庭では大学進学率が60%を超えます。(※1)

また学歴はその後の就職にも影響し、学歴と非正規雇用率の関係では、大卒の非正規雇用率が13%であるのに対し、高卒ではその3倍での36%、中卒では5倍の66%が非正規雇用です。(※2)

さらに雇用形態は年収に格差が生じており、正社員の平均年収530万円に対し、非正規雇用の平均年収は200万円と正社員の年収の半分にも満たない状況です。(※3)

親の年収と大学進学率			学歴と非正規雇用率		雇用形態による年収格差	
400万円未満	大学進学率	30%	高卒	非正規雇用率	非正規雇用平均年収	200万円
1000万円超	大学進学率	60%	大卒	非正規雇用率	正社員平均年収	530万円

このように、子供は生まれた家庭環境によって受けることができる教育水準が左右され、その後の生涯年収にも影響を及ぼしています。こどもが持つ潜在的な能力ではなく、自分では選択することができない外的要因が、将来に強く影響を及ぼしてしまう現状があります。

※1「高校生の進路追跡調査」東京大学大学院教育研究科大学経営・政策研究センター

※2「令和5年若年者雇用実態調査の概況」厚生労働省

※3「令和5年分民間給与実態統計調査」国税庁

■設立の目的

①望ましい社会状況（ビジョン・理念）

私たちは、全ての子供たち若者が自分の可能性を信じられる社会を目指しています。子供たちが誰ひとり取り残されることなく社会から応援されていると感じられる社会を、そして一歩踏み出して挑戦できる勇気を持てる社会となり、子供が本来持つ可能性を最大限に発揮し、安心して挑戦できる環境が当たり前になる世界を構築します。

②ビジョンをまとめるに至った経緯

子供の人格形成やその後の成長において、周囲の環境が及ぼす影響は決して小さくありません。子供たちは自らの意思で親の経済状況や出生地域などの環境を選ぶことができず、そのために可能性が阻害されている現実を、私は多くの子供たちと接する中で数多く目の当たりにしてきました。さらに、私自身の子育て経験からも、育児環境によって子供も大人も行動範囲や関わる世界が限定されがちであると感じています。たとえば保育園や地域コミュニティといった特定の枠組みに入ること、他人との比較や評価に過剰に意識が向き、それが育児のストレ

スに繋がる場合があります。このストレスが深刻化すると、子供への虐待、特に教育虐待といった形で現れる可能性すらあります。

また、子供を比較する思考や、他人の評価に過度に依存する傾向は、日本社会における育児の大きな課題の一つだと考えています。対照的に、北欧のデンマークでは、義務教育の9年間で筆記テストや点数による序列化を行わず、通知表も存在しません。彼らの教育は、暗記や競争ではなく、子供自身が知識をどう活用するか、仲間と協力しながら新たなアイデアを創出する力を育むことに重点を置いています。こうした自由で伸びやかな環境は、子供たちの成長に大きなプラスの影響をもたらすと考えられています。

これらの経験や事例を通して、大人が子供に対して大切にすべきこととして、私は以下の3つを重視しています。①子供が自ら考える力を養い、その力を育める環境を整えること、②子供の「好き」「楽しい」「やってみたい」という気持ちを尊重し、それを実際の行動へとつなげていくこと、③社会のルールやモラルを理解させながらも、子供が自由に挑戦できる環境を提供することです。

③団体の役割（ミッション）

私たちは、子供が持つ可能性や本来持っている才能を最大限発揮し、なりたい自分になれる、健やかなキャリア形成に寄与することをミッションとしています。そのために、安心して挑戦できる居場所の提供、そして地域や世代を超えたコミュニティの形成を行います。

■活動内容

- ①安心できる居場所づくりとしてのこども食堂
- ②将来のキャリア形成のための職業体験、学業発表会などのイベント開催
- ③青少年支援として講話活動

■社会への貢献

私たちの活動を通じて、子供たちは安心して成長できる場所を得て、健やかなキャリア形成を目指すことができます。子供たちは、なりたい自分を目指し、挑戦し、夢をつかみ、やがて社会の一員となり、かつて子供たちだった彼らは、いずれ社会の成長に貢献することと信じています。

■まとめ

私たちは以前より任意団体である「ATELIER GIFT」として、活動してきましたが、今後は特定非営利活動法人として組織を拡大し、より多くの子供たち若者に支援を提供することを目指しています。私たちの活動は、適切な組織運営と法令に基づいた情報公開を通じて、社会的な信用を確立し、より多くの人々に対して貢献することが可能です。私たちは、子供たち若者が持つ本来の可能性と才能を最大限発揮できる環境を提供することで、安心してなりたい自分に挑戦できることを使命としています。

2 設立申請に至るまでの経過

2023 年	1 月	任意団体 ATELIER GIFT 発足
		コラボ酒場 Eve Celebration
		レモネードスタンド
	8 月	ホリデーイン前橋 出店
		学生応援プロジェクトイベント開催
		こども食堂「BIBI 飯」設立
	9 月	FM GUNMA/まえばし CITYFM 出演
	11 月	心と身体健康応援プロジェクト開催
2024 年	1 月	こども食堂登録 「BIBI 飯」
		学生応援プロジェクト 月に 1 回のペースで開催
	9 月	1 日限りの応援食堂 BIBI 飯×はッピーすまいる
	11 月	ぐんラボ！フェスタ in ジョイホンパーク吉岡 ブース出店
	12 月	谷川岳ヨッホ by 星野リゾート ブース出店
		ヤングフェスタ前橋 ブース出店
		しぶかわイルミネーション ブース出店
		こども食堂 つながり応援フェスタ 2024 ブース出店
2025 年	1 月	学生応援プロジェクト 月に 1 回のペースで開催
		特定非営利活動法人 ATELIER GIFT 設立を有志で確認する
		特定非営利活動法人 ATELIER GIFT 設立総会を開催する

令和 7 年 6 月 28 日

(特定非営利活動法人の名称)
特定非営利活動法人 ATELIER GIFT

設立代表者 住所又は居所

氏 名 高橋 知子

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

(様式例8)

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人ATELIER GIFT

1 事業実施の方針

子供たちが誰ひとり取り残されことなく社会から応援されていると感じられる社会を目指し、安心できる場所を提供します。世代間交流を通して社会との関係強化を図り、キャリア形成の支援を行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
寄り添い事業	こども食堂	月2回	アケル前橋1階キッチンスペース	6人	主に群馬県内の学生 (小学生～大学生) 70人
学習・就業支援事業	ファッションショーイベント	年1回	群馬県内	25人	群馬県内の学生～高齢者 100人
寄り添い事業	美を通じた世代間交流イベント	年1回	群馬県 東京都	25人	群馬県・東京都のこども及び高齢者 100人
学習・就業支援事業	キャリア応援プロジェクト	年1回	群馬県	25人	群馬県の就職を目指す若者 100人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

(様式例8)

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人ATELIER GIFT

1 事業実施の方針

前年度の活動を踏襲しながら、受益者数の増加を目指し、各イベント規模を拡大します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
寄り添い事業	こども食堂	月2回	アクエル前橋1階キッチンスペース	8人	主に群馬県内の学生 (概ね小学生～大学生) 90人
学習・就業支援事業	ファッションショーイベント	年1回	群馬県内	30人	群馬県内の学生～高齢者 150人
寄り添い事業	美を通じた世代間交流イベント	年1回	群馬県 東京都	25人	群馬県・東京都のこども及び高齢者 100人
学習・就業支援事業	キャリア応援プロジェクト	年1回	群馬県	30人	群馬県の就職を目指す若者 150人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ATELIER GIFT

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員受取会費	0	0
2.受取寄附金		
受取寄附金	500,000	500,000
3.受取助成金等		
受取民間助成金	700,000	700,000
4.事業収益	0	0
5.その他収益	0	0
経常収益計	1,200,000	1,200,000
II 経常費用		
1.事業費		
(1) 人件費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10,000	10,000
旅費交通費	120,000	120,000
広告宣伝費	70,000	70,000
消耗品費	650,000	650,000
施設利用料	210,000	210,000
その他経費計	1,060,000	1,060,000
事業費計	1,060,000	1,060,000
2.管理費		
(1) 人件費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10,000	10,000
旅費交通費	15,000	15,000
消耗品費	0	0
食材費	15,000	15,000
通信費	20,000	20,000
支払手数料	80,000	80,000
その他経費計	140,000	140,000
管理費計	140,000	140,000
経常費用計	1,200,000	1,200,000
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1.固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1.過年度損益修正損		
経常外費用計		
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日

特定非営利活動法人ATELIER GIFT

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員受取会費	0	0
2.受取寄附金		
受取寄附金	750,000	750,000
3.受取助成金等		
受取民間助成金	1,050,000	1,050,000
4.事業収益	0	0
5.その他収益	0	0
経常収益計	1,800,000	1,800,000
II 経常費用		
1.事業費		
(1) 人件費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	15,000	15,000
旅費交通費	180,000	180,000
広告宣伝費	105,000	105,000
消耗品費	975,000	975,000
施設利用料	315,000	315,000
その他経費計	1,590,000	1,590,000
事業費計	1,590,000	1,590,000
2.管理費		
(1) 人件費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	15,000	15,000
旅費交通費	22,500	22,500
消耗品費	0	0
食材費	22,500	22,500
通信費	30,000	30,000
支払手数料	120,000	120,000
その他経費計	210,000	210,000
管理費計	210,000	210,000
経常費用計	1,800,000	1,800,000
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1.固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1.過年度損益修正損		
経常外費用計		
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0